

「湯〜ちゃん」ロゴマーク使用取扱規程

大分労働局
令和2年3月9日制定

(趣旨)

第1条 この規定は、「おおいた夏の働き方応援キャンペーン」イメージキャラクターとして活用している「湯〜ちゃん」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条「湯〜ちゃん」は、働きやすく魅力ある職場環境の実現、人材確保対策への取組・健康の確保、増進や地域の活性化等に資することを目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 大分労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれのあるとき
- (5) その他その使用が著しく不適當であるとき

(違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、大分労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるものの他ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、大分労働局長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年3月9日より施行する。